

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目		国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
利用定員に関する基準	利用定員	<p>1. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。</p> <p>2. 利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分(ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	<p>1. 利用申込者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
		<p>2. 利用申込者からの申出があつた場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(1) メールによる送信</p> <p>(2) ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>(3) 磁器ディスク、CD-ROM等の記憶媒体による提供</p> <p>3. 電磁的方法により提供する場合の、電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。</p> <p>4. 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>法による承諾を得なければならない。</p> <p>5. 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。</p>			
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1. 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2. 特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は、利用申込みに係る法第19条1項1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3. 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定こどもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4. 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場</p>	<p>従うべき基準</p> <p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p> <p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p> <p>国の示す基準が妥当であるこ</p>

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</p>			<p>とから、国基準どおりとする。</p>
<p>あっせん、調整及び要請に対する協力</p>	<p>特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>
<p>受給資格等の確認</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>
<p>支給認定の申請に係る援助</p>	<p>1. 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2. 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>
<p>心身の状況等の把握</p>	<p>特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
小学校等との連携	<p>特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
教育・保育の提供の記録	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
利用者負担額等の受領	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 2. 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする 3. 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 4. 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日用品、文房具等の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5. 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6. 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際は、あらかじめ当該金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>			
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>1. 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2. 法定代理受領を行わない特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
特定教育・保育の取扱方針	<p>1. 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>(2) 認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針。</p> <p>2. 認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記1の(2)に定めるもののほか、幼保連携認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
特定教育保育に関する評価等	<p>1. 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2. 定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
相談及	常に支給認定子どもの心身の状況、そ	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
び援助	の置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。			が妥当であることから、国基準どおりとする。
緊急時等の対応	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
運営規定	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>(6) 認定区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準	町が定める基準	町の考え方	
	(9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他重要事項			
勤務体制の確保等	1. 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2. 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3. 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
虐待等の禁止	職員は、支給認定子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為を	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であるこ

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	してはならない。			とから、国基準どおりとする。
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
秘密保持等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2. 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 3. 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2. 当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
利益供与等の禁止	<p>1. 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2. 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
苦情解決	<p>1. 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3. その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4. その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>			
地域との連携等	<p>運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1. 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</p> <p>(2) 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>2. 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3. 事故の状況及び事故に際して採った処理について記録しなければならない。</p> <p>4. 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
会計の	特定教育・保育の事業の会計をその	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準

項目		国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	区分	他の事業の会計と区分しなければならない。			が妥当であることから、国基準どおりとする。
	記録の整備	<p>1. 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2. 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 施設の区分に応じ、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準	<p>1. 特別利用保育を提供する際には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守すること</p> <p>2. 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3. 特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定(「利用</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。)を必要な読み替えを行ったうえで適用する。</p>			
特別利用教育の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準を遵守すること 2. 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 3. 特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定(「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。)を必要な読み替えを行ったうえで適用する。 	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

(2) 特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目		国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
利用定員に関する基準	利用定員	<p>1. 利用定員については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下</p> <p>(2) 小規模保育事業 A型及びB型 6人以上19人以下</p> <p>(3) 小規模保育事業 C型 6人以上10人以下</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業 1人</p> <p>2. 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	<p>1. 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2. 利用申込者からの申出があった場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(1) メールによる送信</p> <p>(2) ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>(3) 磁器ディスク、CD-ROM等の記憶媒体による提供</p> <p>3. 電磁的方法により提供する場合の、電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。</p> <p>4. 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
			参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方	
対する協力	2. 特定地域型保育事業者は、3号認定の子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。				
心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
特定教育・保育施設等との連携	1. 家庭的保育、小規模保育又は事業所内保育を行う特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会を設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該特定地域型保育事業者に代わって特定教		従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準	町が定める基準	町の考え方
	<p>育・保育を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、当該事業所の従業員の小学校就学前子どもを除く。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>2. 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3. 事業者内保育事業を行う者であつて、利用定員が20人以上のものについては、上記1(1)及び(2)の連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4. 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p> <p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>			
利用者負担額の受領	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 2. 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から特定地域型保育費用基準額の支払いを受けるものとする 3. 特定知育型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 4. 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日用品、文房具等の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保 	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	<p>育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5. 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6. 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ当該金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>			
特定地域型保育の取扱方針	<p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
特定地域型保育に関する評価等	<p>提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他重要事項			
勤務体制の確保等	1. 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2. 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3. 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
定員の遵守	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
記録の整備	1. 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準

項目		国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
		<p>2. 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 保育所保育指針に基づき定める特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 特定地域型保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供記録</p> <p>(3) 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録</p>			どおりとする。
	準用	特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。		国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準	<p>1. 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。</p> <p>2. 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目		国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
		3. 特定地域型保育には、特別利用地域型保育を含むものとして、この「特定地域型保育事業の運営に関する基準」の規定（「正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の2及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読み替えを行ったうえで適用する。			
	特定利用地域型保育の基準	<p>1. 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2. 特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3. 特定地域型保育には、特別利用地域型保育を含むものとして、この「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
附則	特定保育所に関する特例	<p>1. 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。</p> <p>2. 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受け</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国の示す基準		町が定める基準	町の考え方
	たときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。			
施設型給付費等に関する経過措置	<p>1. 特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。</p> <p>2. 特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。